



事務連絡
令和2年7月22日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局
教科書課

令和3年度教科書発行者等による市販拡大教科書の発行予定一覧について

日頃より、拡大教科書の普及について、御尽力いただきありがとうございます。

各教科書発行者の令和3年度使用拡大教科書の発行予定については、教科書目録に掲載しているところですが、このたび、発行予定の拡大教科書の判型、分冊数、書体（フォント）、文字サイズなどの情報を「令和3年度教科書発行者等による市販拡大教科書の発行予定一覧」としてとりまとめ、文部科学省ホームページに掲載しましたのでお知らせします。

なお、今後発行予定等に変更が生じた場合は、ホームページの情報を更新してお知らせする予定です。

○教科書発行者等による市販拡大教科書の発行予定一覧のホームページアドレス
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kakudai/1256604.htm)

また、拡大教科書の概要について、別紙のとおりまとめましたので、お送りいたします。別紙においては、教科書発行者等が発行する市販拡大教科書のほか、ボランティア団体等が個別に発行する拡大教科書についても記載しております。市販拡大教科書及びボランティア団体等が発行する拡大教科書の使用を決定する際の参考としていただきたく存じますので、域内の市町村教育委員会及び学校等へ御周知くださるようお願いいたします。

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局
教科用特定図書普及促進係
TEL 03-5253-4111(内線4743)
FAX 03-6734-3739
e-mail kyokasyo@mext.go.jp

拡大教科書について

【概要】

「拡大教科書」とは、文部科学省の検定を経た教科書の文字や図形を拡大して複製したもので、視覚障害のある児童生徒が使用する教科書です。この「拡大教科書」は、小中学校の通常学級や特別支援学級、特別支援学校において無償給与されています。現在、拡大教科書の無償給与の対象となるのは、国・公・私立の義務教育諸学校に在籍する弱視等の児童生徒です。また、給与する拡大教科書については、給与対象者が在籍する学校において使用する教科書を原本として作成されたものとなります。

→ 拡大教科書の給与対象となる児童生徒が学校に在籍している場合には、各市町村教育委員会へ需要数報告の書類を提出してください。

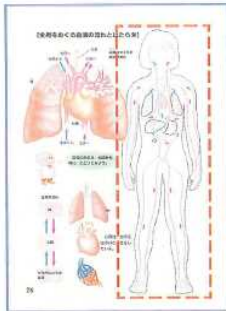
(弱視等の視覚障害のある児童生徒の学習に関する相談について)

弱視等の視覚障害のある児童生徒の見え方は多様で、個人差があります。このため、弱視等の児童生徒に適した教科書を選ぶ際には、その児童生徒の好みの文字の大きさや視力、視野の状態だけでなく、読書効率やルーペ等の補助具の利用の可能性などを総合的に判断することが必要となります。

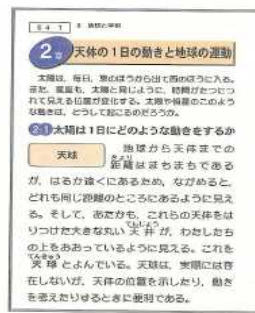
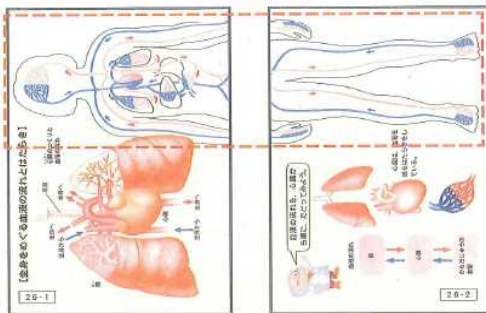
そのため、拡大教科書の給与を検討する場合には、弱視教育の専門機関や特別支援学校（視覚障害）に相談することをおすすめします。

(参考) 拡大教科書のイメージ：上が原本となる教科書。下が対応した拡大教科書。

教科書



拡大教科書



出典『「拡大教科書」作成マニュアル』（平成17年1月21日発行、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）より一部引用

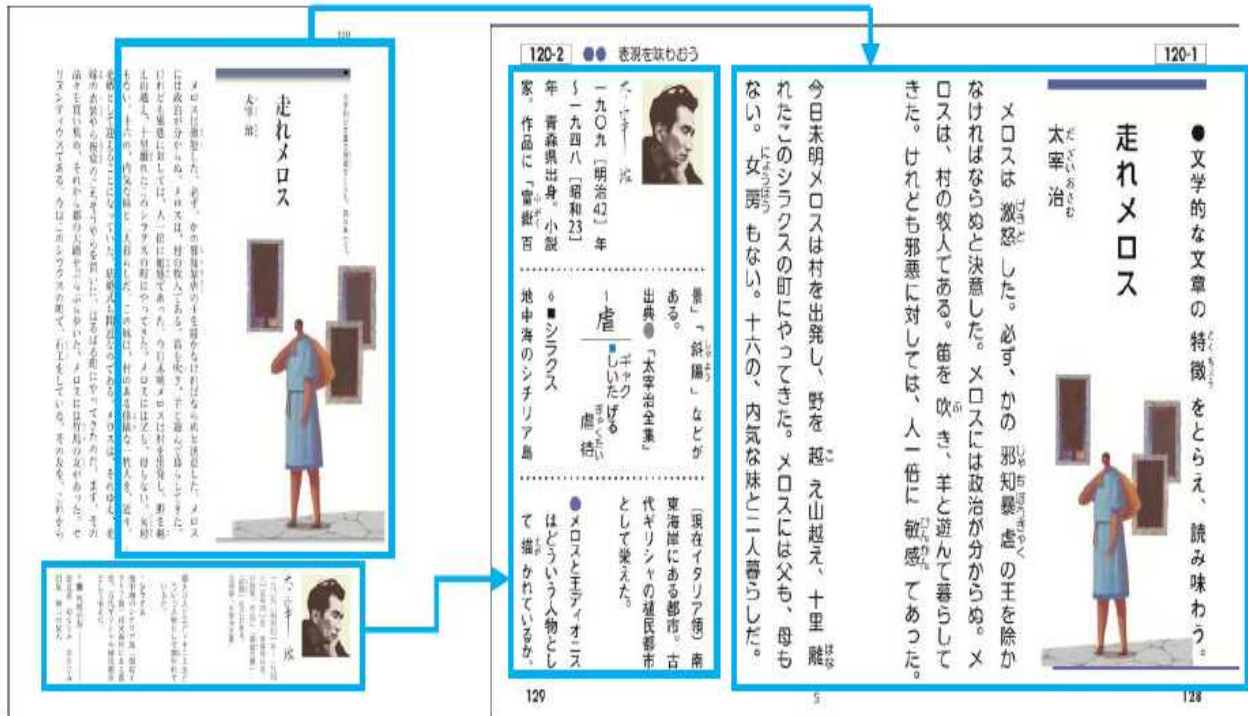
【教科書発行者等が発行する拡大教科書の特徴】

平成20年に公布された「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」においては、教科書発行者に対して、弱視の児童生徒のニーズに対応した標準的な規格に基づく拡大教科書を発行する努力義務を規定しています。そのため、令和2年度は小学校及び中学校のほぼすべての教科書に対応する拡大教科書が発行されています。

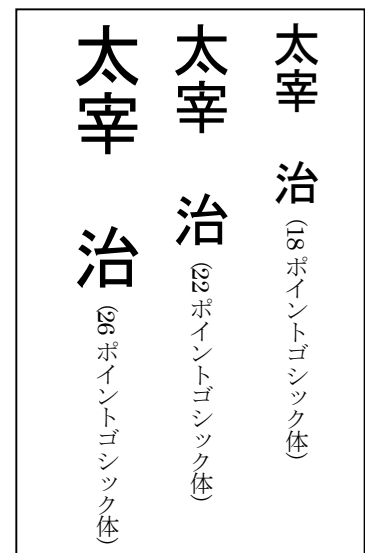
(教科書発行者が発行する拡大教科書について)

教科書発行者が発行する拡大教科書のサイズ、分冊数、字体（フォント）、文字サイズなどの詳細は、文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kakudai/1256604.htm) に掲載しています。なお、各教科書発行者の協力を得て、各教科書発行者のホームページにも拡大教科書のサンプルが掲載されていますので、併せて参照ください。

1



2



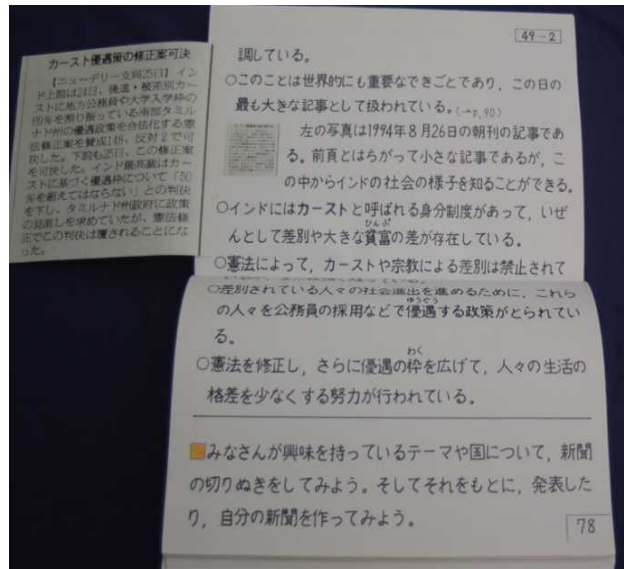
- 1 原本教科書と拡大教科書の紙面の例（東京書籍『新編新しい国語2』中学校用）。拡大教科書は、教科書を単に拡大するのでは判型が大きくなりすぎて使いにくいいため、適切な大きさの紙面に収まるようにレイアウトをやり直します。その結果、ページ数が増え、1冊の教科書が数冊の分冊になることもあります。また、ページ番号の表記が原本となる検定教科書との対応関係がわかるよう、ページ数にハイフンでつないで、拡大教科書での連番数を追記しています。
- 2 文字サイズ別の拡大教科書。この教科書の例では、原本教科書1点に対して3種類の文字の大きさの版を製作しており、それぞれ4分冊になるため、合計12種類の拡大教科書を製造しています。

【ボランティア団体等が発行する拡大教科書の特徴】

弱視等の児童生徒の見え方は多様で、同じ視力であっても視野や色覚などの視機能は一人一人異なっています。そのため、教科書発行者が発行する拡大教科書では対応できない弱視等の児童生徒に対しては、ボランティア団体等が個別に作成する拡大教科書が必要となります。

ボランティア団体等が作成する拡大教科書は、実際に拡大教科書を利用する児童生徒が希望する条件に合わせるため、様々な工夫がされています。

1



2



- 1 ボランティア団体が発行する様々な拡大教科書。表紙には分冊番号が記載されています。また、拡大教科書の製作には様々な工夫がされています。この写真の拡大教科書では、紙面不足を補足するために、貼り出しを施し、見やすさを維持しています。
- 2 弱視等の視覚障害のある児童生徒の見え方は多様で個人差があるため、例えば、眼の光を調節することができない場合、光がまぶしく感じられることがあります。こうした症状の弱視等の児童生徒にとっては、光のまぶしさにより文字を読むことが難しくなります。この写真の拡大教科書では、光のまぶしさを軽減するため、白黒反転（紙の白地の部分を黒塗りに、文字の部分を白抜きにしたもの）を施し、見やすくしています。